

## 仕 様 書

### 1 件名

グッズストアの運営及び広告宣伝業務の委託

(Operation of goods store and outsourcing of advertising work)

### 2 委託概要

日本郵便株式会社物販ビジネス部 web・e コマース担当（以下「主管担当」という。）が運営する郵便局のネットショップ（以下、「EC サイト」という。）内にある「グッズストア」の取扱高拡大を目的とし、グッズストアの運営、売上拡大のための商品開発、及び広告出稿の作業を委託する。

### 3 委託内容

受託者は、契約締結後に以下に示す(1)及び(2)の業務について主管担当と打合せを行い、15 営業日（この仕様書において「営業日」は、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日以外の日とする。）以内にプロジェクト計画書を提出し、主管担当の承認を得ること。承認されたプロジェクト計画書に沿って主管担当と相談のうえ業務を行うこと。プロジェクト計画書は主管担当と協議の上、適宜変更可能とする。

#### (1) グッズストア運営業務

グッズストアにおける商品の取扱高拡大及び EC サイトオリジナル商品の販売機会の増大の為、以下(ア)及び(イ)を行うこと。

##### (ア) サイト運営業務（作業工数：2 人月程度）

グッズストアの運用業務を行うこと。主な作業は以下の通り。

ア サイト内のページ更新作業

イ セールス文言等の更新

ウ グッズストアページの部分的デザインリニューアル

エ 販売促進に繋がる企画の立案・実施

オ 販売促進の為に外部会社との調整及びそれに資する業務

更新等に必要な素材等は主管担当または商品提供会社と調整すること。

##### (イ) 商品開発業務（作業工数：25 人月程度（予定）（※1））

新規顧客獲得及び取扱高拡大の為に、過去に EC サイトで取扱いのない著作権とコラボレーションしたオリジナル商品を企画・販売すること。

ア 商品化するライセンス（IP）策定及び年間計画の策定

イ アで策定したライセンスの著作権管理者との折衝業務

ウ イで調整したライセンスの商品企画・製造に係る業務

エ 必要に応じてウで製造した商品の販売促進用の物品等の作成、展開

オ 著作権管理者とコネクションがなく、受託者ではイに時間がかかると見

込まれる場合は再委託先と折衝業務を行うこと（※2）

なお受託者自身もしくは、再委託者が販売者として EC サイトで商品を販売すること。本業務でのオリジナル商品の企画数はライセンス別で 30 件以上を基準の指標とする。なおオリジナル商品以外に EC サイトで取扱いのない売れ筋の一般流通商品を販売することも可とする。詳細は主管担当と相談すること。

(※1) イ-オの業務に関しては、主管担当の指示により工数が発生した場合にのみ人月単価に作業工数を乗じた金額を全体工数の範囲内で支払う。工数管理表を作成のうえ商品化までの作業工数を事前に提示し、主管担当に了承を得ること。

(※2) 商品化を効率化する為に、著作権管理者とコネクションのある会社へ積極的に業務の再委託を行うこと。なお、本業務の再委託による受託者の手数料は再委託者へ支払う作業費用額の 3%までとする。

## (2) グッズストア商材の WEB 広告への出稿業務

主管担当の指示に基づき、項番(1) (イ)で商品化された EC サイトオリジナル商品及びグッズストアで展開している商品を以下のア～オに示す広告媒体へ出稿すること。

なお、必要に応じて出稿に必要なデザイン作成を行うこと。

また、その他広告効果のある WEB 広告手法の提案を行い、契約期間内に広告掲載が終了するよう調整し、当該広告の運営会社に対する申込み及び運用を行うこと。

ア X、instagram、Facebook 等のターゲティング広告

イ リスティング広告、ネットワーク広告

ウ アフィリエイト広告

エ 純広告

オ 専門媒体に対するバナー及び動画広告（ディスプレイ広告）

なお、WEB 広告による EC サイトへの集客及び広告効果目安は以下の通りとする。

<目標指標>クリック数：400,000（予定） ROAS：1,000%以上

※コンバージョンに繋がるクリックを集めることを優先すること。

※契約期間中、目標指数の 400,000 クリックに達した場合、その時点で広告の出稿を終了すること。クリック数に関する支払いについて、400,000 クリックを上限とし、400,000 クリック未満の場合は、そのクリック数に応じた額を支払うものとする。

詳細については、事前に主管担当と協議の上決定し、主管担当からの指示に従うこと。

## (3) 広告運用手数料

上記(2)の実広告費用に対する乗率を契約時に確定させ、契約金額に含めること。

#### 4 作業工数

委託期間内での作業工数は以下の通り。内訳書に反映させること。

なお、工数等の予定に係る項目は、項番3に記載のとおりとする。

業務内容	期間	
	契約締結日～2025/3/26まで	
グッズストア運営業務	2	人月
商品開発業務	25	人月
グッズストア商材のWEB広告への出稿業務	400,000	click

#### 5 委託期間

契約締結日から 2025 年 3 月 26 日（水）まで

#### 6 月次報告

上記3について、進捗、成果を記載した報告書を作成し、主管担当宛てメールにて提出すること。報告書は、翌月第2木曜日（木曜日が営業日でない場合は翌営業日）迄に提出すること。宛先及び様式は別途主管担当から指示する。

#### 7 報告書等

本仕様書において納入成果物は以下(1)とする。

(1) 報告書等

月次報告書

(2) 提出期限等

月次報告書については上記5のとおり。

(3) 提出場所等

〒100-8798

東京都千代田区大手町2-3-1 大手町プレイス ウエストタワー

主管担当

#### 8 業務の再委託

(1) 本件業務全部の再委託は禁止する。本件業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託業務の内容、再委託先の担当者氏名その他再委託に係る契約の概要について、書面で日本郵便株式会社に通知し、日本郵便株式会社の書面による承諾を事前に得なければならない。

なお、本件業務の再々委託は、全部又は一部を問わず禁止する。

(2) 受託者は、本件業務の一部を第三者に再委託する場合は、日本郵便株式会社と受託者との守秘義務に関する条件その他の契約条件を遵守できることを再委託の条件として示し、同条件を遵守する義務を課す旨の契約を再受託者と締結しなければならない。また、再受託者に対しては、再委託業務に必要な情報に限り開示することができるもの

とする。

## 9 著作権

- (1) 受託者は、この契約の履行過程で生じた納入成果物（項番 7-1）に関し、著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む全ての著作権（受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除く。）を日本郵便株式会社に譲渡するものとする。

なお、この場合の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

- (2) 受託者は、上記アに基づいて受託者に著作権を留保した納入成果物について、日本郵便株式会社が使用するために必要な範囲で著作権法に基づく利用を許諾する。

なお、この場合の許諾の対価は、契約金額に含まれるものとする。

- (3) 受託者は、日本郵便株式会社に対し、上記アにより著作権を譲渡した納入成果物及び上記イにより許諾した利用について一切の著作人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (4) 納入成果物に第三者（グッズの題材の権利者（商標権者、著作権者又は肖像権者等）を含むがこれに限らない。）が商標権、著作権、肖像権その他の権利を有する著作物が含まれている場合は、日本郵便株式会社が自己が手続を行う旨を示した場合を除き、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行うものとする。

なお、第三者から使用許諾を受ける場合、受託者は、当該使用許諾契約の内容について事前に日本郵便株式会社の承認を得、当該使用許諾契約の書面の写しを主管担当に提出するものとする。

- (5) この仕様書に基づく作業及び納入成果物に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら日本郵便株式会社の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託者は、自らの責任と負担において一切を処理すること。ただし、紛争の相手方に対する主張（訴訟上、訴訟外を問わない。）の内容については、事前に日本郵便株式会社と協議し、日本郵便株式会社の承認を得なければならない。

なお、日本郵便株式会社が、紛争等の事実を知ったときには、速やかに受託者に通知することとし、受託者が行う紛争等の処理について、必要な範囲で受託者に協力するものとする。

## 10 その他

- (1) 業務従事者に対する作業の指示、労務管理、安全衛生管理等に関する指揮命令は、全て受託者の責任において行うものとする。
- (2) 請求書及び作業完了届等は、月毎に月末（2023 年 3 月は委託期間の満了日）の翌日から起算して 3 営業日までに主管担当に提出すること。